

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

〈1〉大学全体

2009年4月に、学士課程教育の質の向上を目的とする全学共通の組織として「教育開発センター」を設置し、そのもとに全学レベルでの学士課程教育の構築を目的とする「学士課程教育部会」を設置した(資料4(1)-1)。また2012年4月には大学院教育について議論する「大学院教育部会」を設置した。学士課程教育部会では、建学の精神と大学憲章を踏まえた全学共通の「ディプロマ・ポリシー」を策定し、各学部・学科レベルでの一貫性のあるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定した(資料4(1)-2)。各研究科においても、一貫性のあるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを策定している(資料4(1)-3)。

全学のディプロマ・ポリシーは、①幅広い知識にもとづいて、他者および異文化を理解することができる。②さまざまな問題を発見し、それを解決する方策を導くことができる。③生涯にわたって学び続けることができる。④獲得した知識や技能を社会に役立てることができる。である。

大学憲章に記載されている本学の教育基本理念である①生涯にわたる人間形成の基点となりうる教育、②生涯にわたり高い専門性を修得できる教育、③グローバルな視点から地域社会の多様なニーズに対応できる教育と対応し、建学当初から掲げ続けている本学の教育目標(「自主的で個性豊かな良識のある社会人の育成」)を踏まえたものとなっている。このように、理念・目的を踏まえた、課程修了にあたって習得しておくべき学習成果は、学部・研究科ごとのディプロマ・ポリシーに明示している(資料4(1)-4)。

共通教育を担う共通教育センターでは、本学の全学のディプロマ・ポリシーのもとに、共通教育センターが目指す到達目標を以下の通り、定めている。①文化・社会・自然に関する広く豊かな知識を備え、それを社会に役立てることができる。②学修した知識・技能を活用して、人との円滑な交流を行い、自立した生活を送ることができる。③高い倫理観・責任感を備えた社会人として行動することができる。④自律的な学習基盤を備え、生涯学び続けていくことができる(資料4(1)-5)。

学位授与にあたって、達成すべき諸要件に関しては学則及び学科履修規則に定め、各学部の「履修の手引」に掲載し、全学生に明示している(資料4(1)-6、資料4(1)-7～資料4(1)-15)。

研究科についても大学院学則に定め、大学院履修要項に掲載している(資料4(1)-16)。

〈2〉法学部

法学部では、教育目標に基づいた学位授与方針として、学力の3要素に対応する形で、以下のディプロマ・ポリシーを定めている(資料4(1)-4、資料4(1)-7 冒頭部分)。

1. 知識・理解

法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけている。

2. 汎用的技能

社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる。

3. 志向性

地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事柄に関心と責任感を持ち、公平性と客観性を重視した判断および行動ができる。

以上を基本方針として、具体的な卒業要件については別個に定めており、「履修の手引」で明示するとともに、学生に対するガイダンスを通じて周知徹底をしている。

卒業要件の基本的な構造は以下のとおりである。

1. 共通教育科目から 24 単位以上を修得すること（うち外国語科目 8 単位以上）。

2. 専門教育科目から 90 単位以上を修得すること。なお、専門教育科目については、科目群ごとに詳細な卒業要件を定めている。

3. 上記を含め、合計 124 単位以上を修得すること。

卒業要件を充足するにあたっては、上記のディプロマ・ポリシーに則った履修および単位修得が求められている（資料 4（1）-7 p.70）。

〈3〉経済学部

経済学部では、教育目標に基づいた学位授与方針として、以下のディプロマ・ポリシーを定めている（資料 4（1）-4、資料 4（1）-8 冒頭部分）。

1. 経済の歴史や制度に係わる知識を修得し、今日の経済情勢を歴史的・制度的に理解できる。

2. 経済理論の基礎を習得し、日常の経済生活や経済全体の動向について理論的に理解できる。

3. 経済データに関する基礎的知識を習得し、統計的な処理ができる。

4. 異文化圏の人々と交流できる知識と技能を修得し、国際社会の一員という自覚を持って行動できる。

5. 経済問題を総合的に分析できる知識と技能を習得し、自主的な意思決定に活用できると共により良い社会構築に貢献できる。

卒業要件の基本的な構造は以下のとおりである。

1. 共通教育科目から 24 単位以上を修得すること（うち外国語科目 8 単位以上）。

2. 専門教育科目から 100 単位以上を修得すること。なお、専門教育科目については、選択必修科目及び選択科目ごとに詳細な卒業要件を定めている。

3. 上記を含め、合計 124 単位以上を修得すること。

卒業要件を充足するにあたっては、上記のディプロマ・ポリシーに則った履修および単位修得が求められている（資料 4（1）-8 p.67）。

〈4〉経営学部

経営学部では、基礎となる教育方針として三つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を定めている。

経営学部の学生は、卒業までに達成する目標として、ディプロマ・ポリシーにおいて、以下の 5 点を求められる（資料 4（1）-9 「総説」の前頁）。

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

①現代の企業経営に関する基本的知識を学修し、ビジネス全般にわたって活用するために有用な知識を総合的に学修する。

②企業等の財務・会計に関する基礎からその応用に至るまでの知識や技能を学修する。

③情報通信技術（ICT）を用いて経営企画や経営戦略に必要な情報を収集し、さらに問題をシステム化するのに必要な数理情報の知識や技術を学修する。

④社会のグローバル化に伴って、国際社会の一員としての自覚を持ち、異文化圏の人々と交流するのに必要な知識と技能を学修する。

⑤経営の問題を総合的に分析・解析できる知識と技能を修得する。

以上5点の目標達成にむけて、4年間で合計124単位以上（共通教育科目：24単位以上、専門教育科目：100単位以上）の単位修得を卒業要件として設定している。また、専門教育科目においては、経営学部では3つのコース制を導入しているが、それぞれのコースにおいて選択必修となる科目、コースを越えて選択必修となる「コア科目」、「専門語学」、その他の「専門選択科目」を区分し、各コース履修者の卒業要件を明確化している（資料4（1）-9 p.36-41、p.44）。

〈5〉人文学部

大学全体のディプロマ・ポリシーに基づく人文学部ディプロマ・ポリシーを、大学ホームページおよび「履修の手引」に明示している（資料4（1）-10 巻頭）。明示されている修得すべき成果とは以下の4点である。

a. 専門知識の獲得と理解

1. 自然と人間に関する知識、人間の社会的・文化的活動に関する知識を総合的、体系的に身につけている。
2. 体験学習などをおして、これらの知識を有機的に関連づけ、深い理解に到達することができる。

b. 真の教養力

1. 広い知識や体験をもとに柔軟で確固とした価値基準・行動規範を身につけている。
2. 多様な他者と共存し、積極的に交流・協働できる。
3. 良識ある市民として自由で公正で豊かな社会の実現に貢献できる。
4. 将来にわたって知的好奇心を失わず、自立・自律して学修できる。

c. 社会で有効なリテラシー能力

1. 日本語および他の言語によって、相手の意見を正確に聞き・読み、また自分の意見を的確に話し・書くことができる。
2. 情報通信技術を用いて、情報を適正につかみ・伝え・守ることができる。
3. 自己のキャリアを計画的に考え、それを実現に結び付ける行動力を身につけている。

d. 統合的な実践的知性

1. 学部教育4年間で獲得した知識と体験と技能を活用して、自らが設定した課題や問題点を論理的な考察や分析をおして解決・解明へと導くとともに、その思考過程を社会に向けて正確に発表することができる。
2. 一般的な社会教養を身につけるとともに、学部教育と融合された教職教育やインターンシップなどをおして、学校教育の目的や目標、地域社会の課題を理解し、さまざまな要求や問題解決に取り組み、将来に向けて知識や技能の伸長を図る社会人

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

として活躍することができる。

上記ディプロマ・ポリシーを達成するための詳細な卒業要件として、卒業研究（人文学科）・卒業論文（人間心理学科）を必修として課しているほか、「履修の手引」において、科目群毎の修得単位数を定めている（資料4（1）-10 p.84-107）。さらに、各学科にも学科の教育の特殊性・専門性を踏まえ、かつ、学部の学位授与方針にもとづいたディプロマ・ポリシーを策定し、明示している（資料4（1）-10 巻頭）。これらのディプロマ・ポリシーを達成するため、科目群ごとの修得単位数を定め、卒業研究（人文学科）・卒業論文（人間心理学科）を含む合計124単位以上を修得することで卒業認定される。

〈6〉現代社会学部

学部の理念・目的を踏まえ、学部の課程修了にあたって修得しておくべき学修成果について、所定の社会科学及び人文科学を中心とした学際的な学修を通じて、(1) 現代社会の多面的、総合的な理解、(2) 現代社会における諸課題の発見・把握及びその解決策の探求と実践、(3) グローバルな視野と豊かな教養による現実社会への貢献を行うことができる人材の育成を目的とし、これらの能力を獲得することにあると定めている。

課程修了にあたって修得しておくべき学科別の学修成果についても定めている（資料4（1）-4）。

このディプロマ・ポリシーに沿った学部・学科カリキュラムに規定する所定単位の修得をもって、学士の学位を授与することが、「履修の手引」（設置の趣旨）に明記してある。

学部の理念・目的を踏まえた卒業要件については、下記のとおりである（資料4（1）-11 p.64-65）。

【現代社会学科】

共通教育科目（24 単位以上、うち、外国語分野から8 単位以上）、専門教育科目（100 単位以上、うち、専門基礎科目基礎分野から10 単位以上、共通実習分野から2 単位以上、ゼミナール分野から16 単位以上、専門機関科目専門語学分野から4 単位以上、専門共通分野から16 単位以上、共通実習分野から4 単位以上、専門分野科目から卒業論文4 単位、3 つの専門分野から36 単位以上）

【社会防災学科】

共通教育科目（24 単位以上、うち、外国語分野から8 単位以上）、専門教育科目（100 単位以上、うち、専門基礎科目基礎分野から10 単位以上、共通実習分野から2 単位以上、ゼミナール分野から16 単位以上、専門基礎科目専門語学分野から4 単位以上、専門共通分野から20 単位以上、共通実習分野から8 単位以上、専門分野科目から28 単位以上、連携共同科目4 単位以上）

卒業には合計124 単位以上の単位取得が必要となるが、それについても、履修の手引に明記してある。

また、学期ごとに履修ガイダンスを行い、卒業要件については理解の徹底を行っている。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

グローバル・コミュニケーション学部の目的を具現するため、ディプロマ・ポリシーとして、「1. 実践的で高度な外国語の運用ができる、2. 他者と協調、協働できるコミュニケーション力を持つことができる、3. 言語の基礎にある多様な社会、文化、歴史、政治、経済などについて幅広い知識や教養を身に付けることができる、4. (英語コース) 教育現場

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

で有効な、英語に関する体系的で専門的な知識と指導法を習得することができる」の4つの項目をあげており、いずれもホームページおよび学部の履修の手引等で周知している(資料4(1)-12 冒頭、資料4(1)-17)。具体的なカリキュラムについては、学部共通科目群として、学部基礎科目(入門ゼミナール、ジェネリック・スキルトレーニングI~IV)(6単位以上修得)、学部講義科目(グローバル・コミュニケーション入門、異文化コミュニケーション論等)(6単位以上修得)、セメスター留学など現地研修関連科目(12単位以上修得)、卒業研究科目(6単位以上修得)を置き、各コース科目群として、基本語学科目(20単位以上修得)、各コース演習科目(6単位以上修得)、実践語学科目(10単位以上修得)、各コース講義科目(10単位以上修得)、他コース講義科目(6単位以上修得)を配置して専門教育科目を構成しているが、これに共通教育科目(24単位以上修得)を加え、最低限卒業に必要な修得単位数は124単位としている(資料4(1)-12 p.47)。

〈8〉総合リハビリテーション学部

ディプロマ・ポリシーは次のとおりである(資料4(1)-4)。

1. 本学の卒業生は、一般教養とその裏付けとなる基礎教育を重視し、人文・社会科学や自然科学の知識と「真理愛好・個性尊重」に裏付けられた人間教育を享受し、現代に生きる社会人としての人格形成に努めることができる。

2. 本学の卒業生は、リハビリテーションに関する広範な知識を修得するとともに、臨床現場や地域社会において、リハビリテーションサービスを必要とする人・生活上の困難を抱えた人に対応できる技能・態度を身につけている。

3. 本学の卒業生は、理学療法士・作業療法士・社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格を取得できる学識、臨床現場や地域社会、企業で活かせる知識や技術を身につけている。

4. 本学の卒業生は、保健・医療・福祉の現場および地域社会での課題を解決し、チーム医療や総合的福祉、地域社会開発の担い手となるよう、リハビリテーションの広範かつ専門的な知識・技能・態度を修得している。

ディプロマ・ポリシーを、「主体的に学習に取り組む態度」、「知識・技能」、「思考・判断・表現」のどの項目に対応するかについて、整理したものとするための改定案が教授会で審議され、承認された。その内容は次のとおりである(資料4(1)-18)。

総合リハビリテーション学部

(主体的に学習に取り組む態度)

1. 本学の卒業生は、一般教養とその裏付けとなる基礎教育を重視し、人文・社会科学や自然科学の知識と「真理愛好・個性尊重」に裏付けられた人間教育を享受し、現代に生きる社会人としての人格形成に努めることができる。

(知識・技能)

2. 本学の卒業生は、理学療法士・作業療法士・社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格を取得できる知識・技能を身につけている。

(思考・判断・表現)(主体的に学習に取り組む態度)

3. 本学の卒業生は、リハビリテーションに関する広範な知識を修得するとともに、臨床現場、地域社会、企業等において、リハビリテーションサービスを必要とする人・生活上の困難を抱えた人に対応することができる。

(思考・判断・表現)(主体的に学習に取り組む態度)

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

4. 本学の卒業生は、リハビリテーションの広範かつ専門的な知識・技能・態度を修得するとともに、保健・医療・福祉の現場および地域社会での課題を解決し、チーム医療や総合的福祉、地域社会開発の担い手となることができる。

その達成のための卒業要件は、単位数で表され、理学療法学科と作業療法学科においては、共通教育科目 10 単位以上、専門教育科目 114 単位以上、社会リハビリテーション学科においては、共通教育科目 10 単位以上、専門教育科目 90 単位以上、いずれの学科も合計 124 単位以上を修得することとしている（資料 4（1）-19 第 16 条）。

〈9〉栄養学部

ディプロマ・ポリシーとして、知識・理解、思考・判断、関心・意欲、態度、技能・表現についてそれぞれ具体的に定め、それを公表している（資料 4（1）-4）。

知識・理解については、健康科学に基づいた疾病予防および健康増進に必要な基礎・専門分野の学問知識を習得している、人間性・科学性及び国際性を身につけ、管理栄養士・臨床検査技師として社会の発展と福祉に寄与する基礎的能力を持っている、を方針として明示している。思考・判断については、科学的根拠に基づいて人の健康を検証できる、健康科学の学問領域において的確な考察及び判断ができる、を方針として明示している。関心・意欲は予防医学の知識を使って、患者および地域住民の栄養管理に寄与できる、我が国の高齢社会に深い関心を持ち、生活習慣病など病気の予防に強い意欲を持っている、を方針として明示している。

態度については、医療関係、食品関係、食育関係などの分野で活躍することを強く希望している、地域医療とチーム医療の担い手として自覚を持ち、責任を十分に果たすことができる、を方針として明示している。技能・表現については、人と十分なコミュニケーションをすることができ、適切な栄養指導、栄養療法、医療検査を実践できる、医療従事者としてのモラル、最新の知識・技術をもって信頼できる医療情報を提供できる、管理栄養士・臨床検査技師のリーダーとして社会の幅広いフィールドで活躍できる技能を習得している、を方針として明示している。その他、栄養教諭、食品衛生監視員・管理者として、社会で活躍できる人材育成を標榜し、明示している（資料 4（1）-20）。

学部の理念・目的を踏まえた卒業要件については、下記のとおりである（資料 4（1）-14 p.74-78）。

【管理栄養学専攻】

専門教育科目 112 単位以上、共通教育科目の単位を修得した者についてはその単位を含め、合計 124 単位以上を修得すること。

【生命栄養学専攻】

専門教育科目 131 1/3 単位以上、共通教育科目の単位を修得した者についてはその単位を含め、合計 131 1/3 単位以上を修得すること。

〈10〉薬学部

「医療の場での多様な課題に取り込み、それを解決することができる能力を持った薬剤師の養成」を教育目標として掲げ、2006 年度より 6 年制教育課程を編成し、さらに 2015 年度より新 6 年制教育課程を立ち上げた（資料 4（1）-15 総説の前ページ）。「本学を卒業したものには、学士の学位を授与する」と学則に定められており、薬学部では課程修了に当たって修得しておくべき学習成果は「ディプロマ・ポリシー」として下記のとおり制

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

定されている(資料4(1)-19 第23条)。

1. 本学の卒業生は、薬剤師として必要な基礎薬学・社会薬学・医療薬学の知識と各自が社会で働く職域に必要な知識を身につけている。

2. 本学の卒業生は、薬剤師として必要な基礎薬学・社会薬学・医療薬学の技能と各自が社会で働く職域に必要な技能を身につけている。

3. 本学の卒業生は、薬剤師業務および関連領域に必要なプレゼンテーション能力とコミュニケーション能力を兼ね備えている。

4. 本学の卒業生は、進歩する医療について、常に、自ら学び、問題点を発見し、解決するための能力を備えている。

5. 本学の卒業生は、医療現場あるいは関連業務の現場で、患者あるいは顧客尊重の立場で医療貢献あるいは社会貢献することができる。

学位授与要件(卒業要件)は学則第15条および第16条のとおり、修業年限が6年、修得単位数が2015年度以降の入学生で191単位以上、うち共通教育科目群、基礎教育科目群および薬学専門教育科目群がそれぞれ16単位、6単位および169単位以上と設定されている(資料4(1)-19 第15条、第16条)。なお、薬学専門教育科目群には卒業研究が含まれており、卒業研究の発表および卒業論文の提出が必須となっている(資料4(1)-19 別表第2)。2014年度までの入学生に関しても相応な卒業要件が設定されている。また、薬学部では学年制が採用され、各学年で進級に必要な単位数が科目群別に定められているほか、1～3年次の各年次では一定のGPA(grade point average)も進級要件として設けられている。履修の手引に卒業要件および各年次の進級要件が入学年度別に明記されている(資料4(1)-15 p.83-96)。

〈11〉法学研究科

2012年7月10日の研究科委員会で、法学研究科の理念・目的およびアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを策定し、大学ホームページ、大学院案内、入学試験要項、法学研究科オリジナルサイトで公表している(資料4(1)-21、資料4(1)-22 p.2、資料4(1)-23、資料4(1)-24、資料4(1)-25)。ディプロマ・ポリシーでは、修士課程につき、「学部段階において修得した法学や政治学に関する専門的知識や能力を基礎として、以下の能力を修得することを目的とする。1. 実社会や法実務において応用することができる高度な専門的知識を修得し、それを実践的な問題解決に生かすことができる。2. 専攻分野における理論的・実践的論点を抽出してそれを追求し、研究成果としての修士論文において一定の解決や方向性を示すことができる。」、博士後期課程につき、「専攻分野における理論的・実践的論点を抽出しつつ、それを研究対象として追及する高度な能力を修得し、研究者、実務家、あるいは専門的職業人にふさわしいレベルでの研究成果の発表(研究報告、論文作成)ができる。」としている。また、修了要件については、大学院学則、法学研究科規則で明記しており、大学院履修要項でも明示している(資料4(1)-26 第11条、第14条、資料4(1)-27 第6条、資料4(1)-16 p.23)。具体的には、修士課程については原則として2年在学し、特殊研究8単位を含め32単位以上を修得した上で、修士論文を提出し、審査および最終試験に合格すること、博士後期課程については原則として修士課程を含め5年以上在学し、必要な研究指導を受けた上で、博士論文を提出し、その審査および最終試験に合格することである。

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

ディプロマ・ポリシーを受けた学位論文審査基準については未策定であるが、2015年1月13日の研究科委員会で論文博士審査手続について審議を開始しており、あわせて検討対象としている（資料4（1）-28）。

〈12〉 経済学研究科

経済学研究科において修得しておくべき学習成果についてはディプロマ・ポリシーに、修士課程では4つの達成目標（経済学・経営学に関する高度な専門的な知識を有し、経済学・経営学の学問領域の高度な研究方法を持って、自ら設定した課題を総合的に考察することができ、修得した高度な専門知識を社会で応用することができ、社会の発展に貢献したいと考え、修得した高度な専門知識を社会に向けて的確かつ簡明に伝えることができる）として求め、博士後期課程では経済学・経営学の高度な専門知識を修得し、研究者として独創的な研究を行い、社会の発展に貢献できる能力を持つことを求めており、その達成のための要件については、大学院経済学研究科規則に、修士課程については「2年以上在学して、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること」、博士後期課程については「原則として修士課程を含む5年以上在学して、32単位以上を修得し、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない」と設定している（資料4（1）-29、資料4（1）-30）。

〈13〉 人間文化学研究科

学位授与方針としてディプロマ・ポリシーを有している。これを大学院案内であるGRADUATE SCHOOL 2016や本学ホームページの人間文化学研究科のページにおいて明示している（資料4（1）-31、資料4（1）-32）。研究科のディプロマ・ポリシーは、以下の通りである。「人間文化学研究科では、次のような能力を身につけ、真に豊かな社会の構築に貢献できる人材を世に送り出します。

修士課程

1. 専門領域において十分な学識を蓄積し、それを実社会の諸問題に対する的確に応用する能力をもった人。

2. 広い視野に立って、さまざまな角度から実社会の問題を判断し、妥当な解決への道筋を提示できる能力をもった人。

3. 自ら問題を発見し、その解決に向かって主体的に行動し、望ましい成果を達成する能力をもった人。

4. 次世代の「生きる力」を育み、さまざまな実践現場における中核的・指導的役割を担い、高度な専門性に基づく指導力を発揮できる人。

博士後期課程

高度な専門知識とその運用能力をもち、常に主体的に研究・教育活動を計画・遂行し、学問的世界の発展に貢献するとともに、その成果を積極的に社会に還元することによって、真に豊かな社会を開拓するために国内外で先導的役割を果たせる人。」

ディプロマ・ポリシーに則った人間文化学研究科の修士の修了要件や修士論文の水準に関しては、大学院履修要項に、「人間文化学研究科履修規程」および「学位論文作成要領」に明示している（資料4（1）-16 p.60、p.64）。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

総合リハビリテーション学研究科の理念・目的を踏まえ、次のようなディプロマ・ポリ

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

シーを定めている（資料4（1）-33）。

修士・博士後期課程の修了要件は、総合リハビリテーション学研究科修士課程・博士後期課程に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得し、研究科の定める修士・博士論文の審査及び最終試験に合格することである。修士課程修了にあたって修得しておくべき学修成果は、医療・福祉に関わる分野の高度専門職業人、養成機関での教育者、及び研究者を目指すものとしての基礎的な能力を身につけていることである。博士後期課程修了にあたって修得しておくべき学修成果は、養成機関での教育者、研究機関及び企業の研究所等の研究者、大学・大学院での教育・研究者として自立した能力を身につけていることである。

〈15〉栄養学研究科

本研究科は、「真理愛好、個性尊重」という本学の建学の精神に則り、「栄養学」分野における多様な基礎的、応用的、先進的研究を推進して真理探究に努めるとともに、学生の個性を尊重しつつ、社会のニーズに応え得る高度な専門家養成教育を展開することを理念としている。また、本研究科は、栄養または医療に関する基礎的または実践的科学研究を行うために必要な高度な能力を涵養して、優れた専門職業人としての職務の遂行を可能とし、これをもって国民の健康保持増進と、管理栄養士、臨床検査技師または栄養教諭等の能力の向上に寄与することを目的とした大学院である。これらを達成するために、本研究科を修了する時に、学生には以下の1～4の能力が涵養されていることが学位授与の要件として明示されている（資料4（1）-22 p.28-29）。

1. 栄養学に基づいた疾病予防および健康増進に必要な専門分野の高度な知識を修得して、課題を解決する能力を有する。

2. 優れた人格・思考力・判断力を身につけ、管理栄養士・臨床検査技師あるいは栄養教諭などとして社会の発展と福祉に寄与できる高度な能力を有する。

3. 我が国の高齢社会に深い関心をもち、予防医学の知識を使って患者および地域住民の栄養管理・栄養改善に貢献でき、医療、食品製造、食育などの分野で中核として活躍できる能力を有する。

4. 適切な栄養指導、栄養管理、栄養療法を実践できるコミュニケーション能力をもち、医療従事者としてのモラルをもって信頼できる医療情報を提供できる。

具体的な修了要件は次の通りで、修士課程の学生は、必修科目22単位、選択科目8単位以上、合計30単位以上を履修しなければならないことが明示されている（資料4（1）-16 p.97、第4条）。また、修士論文は、疾病予防および健康増進に必要な高度な栄養学的知識に基づいた専攻分野における優れた問題解決能力及び研究遂行能力が認められるものでなければならない。このような修士論文を作成しうる能力を確認するため、学会・研究会などで修士論文に関する内容の口頭発表1回以上が求められ、学術論文発表を努力目標としている。

〈16〉薬学研究科

薬学研究科の理念は、本学の建学の精神に則り、医療薬学を中心とした知の探究と技術の創造に努め、他者の個性と存在を尊びつつ共同し、医療薬学の発展を担いうる人材の養成をもって、人々の健康と生活の質の向上に貢献することである。また研究科の目的は、臨床薬学的研究を行う高度な能力を持った優れた専門職業人の養成、ならびに薬学研究の

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

高度な実践能力を身につけた医療薬学の教育・研究を担う優れた人材の養成をすることである。これらを踏まえ薬学研究科では、以下の要件の充足をもって、薬学研究科人材育成の目的を達成したとみなし、学位を授与する方針である。

講義は科目として6単位以上を修得、薬学演習は8単位以上修得（卒業要件は合計30単位以上を修得）、薬学研究は16単位以上修得することとなる。

博士論文は審査と口頭試験に合格することとなる。課程修了の際、薬学領域の高度な知識と技能、優れた態度、国際的視野に立った高度の薬学研究の実践能力を身につけているかどうかも考慮される。

学術論文発表数は規定を充足すること。

これがディプロマ・ポリシーそのものである（資料4（1）-34）。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

本研究科は、「真理愛好、個性尊重」という本学の建学の精神に則り、「栄養学」、「薬学」分野における多様な基礎的、応用的、先進的研究を推進して真理探究に努めるとともに、学生の個性を尊重しつつ、社会のニーズに応える高度な専門教育を展開することを理念としている。また、栄養学、薬学などの領域で所定の課程を修めた者に対して、さらに高度な栄養、食品、薬品、医療の分野に関する総合的研究を行うために必要な創造的能力の育成を図るとともに、グローバルな学術水準の向上に貢献し、併せて国民の健康の保持増進に貢献し得る高度専門職業人の養成を目的としている。これらを達成するために、栄養、食品、薬品、医療の分野に関して、最先端の高度な知識を修得し、研究対象や研究方法を自ら見出し、展開する研究遂行能力を獲得していることを、学位授与の要件として設定しており、ディプロマ・ポリシーとして明示されている（資料4（1）-22 p.32-33）。さらに、博士論文は、栄養・食品・薬品・医療の分野の最先端の知識に基づき自ら研究対象や研究方法を見出し、展開する研究遂行能力が認められるものでなければならない。具体的には、学生は、講義6単位（選択履修）、演習4単位（必修）の合計10単位以上を修めており、かつ博士論文を作成しうる能力を確認するため、発表済み学術論文2報（うちfirst authorまたはcorresponding authorが1報以上）が必要となる。そして、博士論文の予備審査および学位論文の審査に合格することが修了要件として明示されている（資料4（1）-16 p.116-121）。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

〈1〉大学全体

すべての学部・研究科の委員会において、教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示している。さらに、2016年3月に開催した第8回教育開発センター委員会において、全学のカリキュラム・ポリシーを審議し、以下の通り決定した（資料4（1）-35）。

【学部】

学士課程においては、建学の精神である「真理愛好・個性尊重」及び全学のディプロマ・ポリシーに基づいて、「共通教育科目」および各学部・学科の「専門教育科目」において、各学部・学科の教育目標を達成する教育課程を総合的、体系的に編成します。講義、演習、実習等を適切に組み合わせた科目編成により授業を展開します。

1. 「共通教育科目」は、学部専門教育の基礎となる技能、社会人として必要とされる基

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

礎的な思考力や実践能力を育成するための「リテラシー科目群」と、文理9学部を擁する総合大学としての教育環境を生かし、専門の枠を超える広い視野と柔軟な思考力を育成するための「リベラルアーツ科目群」によって編成されています。

「リテラシー科目群」は、外国語分野、情報分野、基礎思考分野、および社会人入門分野によって、「リベラルアーツ科目群」は、人文科学分野、社会科学分野、健康科学分野および地域学分野によって構成されています。

2. 「専門教育科目」は、専門的な知識と思考力を育成するために、各学部・学科のディプロマ・ポリシーに基づいて、体系的に編成されています。

【大学院】

大学院課程においては、「建学の精神」及び各研究科のディプロマ・ポリシーに基づき、「コースワーク（講義系科目）」と「リサーチワーク（研究指導）」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成します（資料4（1）-36）。

また、各学部において、毎年度発行している「履修の手引」の中で、履修モデルを示している。コース制を導入している学部においては、各コースの教育のあり方を示している。履修系統図を作成し、科目の体系や順次性を明示している学部もある（資料4（1）-7～資料4（1）-15）。

それぞれの科目の配当年次は学科履修規則および各研究科規則に定めており、履修モデルを参考として、体系的に履修することができる（資料4（1）-6 別表関係）。

共通教育センターにおいては、共通教育に関するカリキュラム・ポリシーを2016年2月の共通教育センター委員会にて決定した（資料4（1）-37）。

大学院においても、大学院設置基準第1条の2に基づき、各大学院研究科規則に研究科の目的を規定し大学院履修要項に明示している（資料4（1）-16、資料4（1）-27、資料4（1）-30、資料4（1）-38～資料4（1）-42 第1条の2）。なお、各研究科の三つのポリシーについては、2012年5月に開催した第1回大学院教育部会で見直し、策定を行い、2012年から大学のホームページにて明示し、公表している（資料4（1）-36、資料4（1）-43）。

各学部及び研究科において、ディプロマ・ポリシーが達成されるように、カリキュラム・ポリシーを策定している。

2015年9月、2016年9月に開催したFDワークショップにおいても、ディプロマ・ポリシーを達成する科目構成や履修の順序等の検討を行い、履修系統図（カリキュラム・マップ）の作成を進めている（資料4（1）-44、資料4（1）-45）。

また2016年5月に開催の教育開発センター委員会において、文部科学省中央教育審議会の三つのポリシーに関するガイドラインをもとに、全学及び各学部・研究科の三つのポリシーの見直しを進め、年度内に公表するために作業を継続している（資料4（1）-46）。

また策定の進捗に関しては、教育開発センター委員会にて随時報告を受け、教育開発センターが支援を継続している。

〈2〉法学部

教育課程の編成・実施方針としてカリキュラム・ポリシーを設定している。法学部のカリキュラム・ポリシーは以下のとおりである（資料4（1）-4、資料4（1）-7 冒頭部分、資料4（1）-36）。

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

「法学部では、「ディプロマ・ポリシー」に定めた教育目標を達成し、法的思考力（リーガルマインド）や政治学・国際関係の素養を生かして社会のさまざまな分野で活躍・貢献できる人材を育成するために、以下のカリキュラムの方針に基づいて教育を実践します。

全般的方針

1・2年次は、専門知識と専門的思考力の基礎を固めるとともに、将来の進路について目標を探る期間とする。3・4年次は、専門知識と思考力を深化させ、応用力を修得するとともに、将来の進路目標を実現することを目指す。」

以上の全般的方針を基礎に、具体的科目群ごとにカリキュラム・ポリシーについても定めている。

ディプロマ・ポリシーにおいては、学力の3要素として、知識・理解、汎用的技能および志向性について明記している（資料4（1）-4、資料4（1）-7 冒頭部分）。

以上の点は、カリキュラム・ポリシー設定の際に考慮されており、全般的方針および具体的方針のそれぞれが、ディプロマ・ポリシーに従って、設定されている（資料4（1）-4、資料4（1）-7 冒頭部分、資料4（1）-36）。

〈3〉経済学部

教育課程の編成・実施方針としてカリキュラム・ポリシーを設定している。経済学部のカリキュラム・ポリシーは以下のとおりである（資料4（1）-8 冒頭部分、資料4（1）-36）。

1. ファースト・ステージ 問題発見能力の形成（1・2年次）

経済社会の歴史的変遷と今日の基本的仕組みに関する基礎知識を修得させ、経済学の基礎理論および基本的思想を理解させる。

2. セカンド・ステージ 問題対応能力の形成（3年次）

経済学の専門的知識と技能を修得させ、経済ないし経済学の興味ある問題を発見し自分なりに研究して行く姿勢を涵養する。

3. サード・ステージ 問題解決能力とプレゼンテーション能力の形成（4年次）

問題に対する解決策の探求能力と到達した解決策のプレゼンテーション能力を育成し、主体的に研究を進めて行く姿勢を確立させる。

カリキュラム・ポリシーのファースト・ステージでは、経済の歴史や制度、経済理論の基礎知識修得に重点が置かれ、ディプロマ・ポリシーの第1及び第2項目と対応する。カリキュラム・ポリシーのセカンド・ステージでは、経済学の専門知識・技能の修得が中心となり、ディプロマ・ポリシーの第3及び第4項目が達成されるように設定されている。さらに、カリキュラム・ポリシーのサード・ステージにおいては、問題解決能力と志向性の育成に主眼が置かれ、ディプロマ・ポリシーの第5項目が達成されるように設定されている。

〈4〉経営学部

教育課程の編成・実施においては、カリキュラム・ポリシーに基づいた科目配置を行っている。2007年度より、コース制（経営・商学、会計、経営情報科学）を導入し、各コースで修得すべき科目を体系的に設定している。また、各コースにおける4年間の学習ステップ・履修モデルを明示しており、学年を経るにつれて基礎から専門へとステップアップできる教育課程を編成している（資料4（1）-47 p. 5-11）。

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

より具体的な流れとしては、1年次においては経営学部専門教育全般に必要な知識を学修させ、前記の3つのどのコースに入っても対応できるための基礎知識を学修する。2年次から学生各人の関心のあるコースを選択し、専門性を深めていくが、2年次の段階では自身の所属以外のコースの科目も幅広く履修させるよう編成しており、経営学におけるより幅広い知識を学修させている。3年次以降の学修においては、より専門性を深めることを重視し、各人が興味のある問題に着目し、調査・分析する能力を修得させる。そして4年次では経営の諸問題に関する分析および解決策の研究、報告をする能力を修得させる。

以上の点を学部カリキュラム・ポリシーとして掲げ、教育課程の編成・実施方針としている(資料4(1)-9「総説」の前頁)。

ディプロマ・ポリシーは、経営・商学、会計、経営情報科学のそれぞれのコースにおける到達点および、コースの垣根を越えた経営諸問題を総合的に分析・解析できる知識と技能を習得することを到達点としている。それに伴い、教育課程は各コースにおける専門性と総合的な経営学にかかわる知識・技能を修得できるように編成・実施されている(資料4(1)-9「総説」の前頁、資料4(1)-47「1 新入生のためのオリエンテーション」前頁)。

〈5〉人文学部

人文学部はその教育課程の編成・実施方針であるカリキュラム・ポリシーを定めている。各学科・コース・領域ごとの概要、科目編成、実施方針は「履修の手引」に「人文学部教育のしくみ」として、次のように示している(資料4(1)-10 p.33-84 および p.96-100)。

1. 基礎専門教育科目・・・主に1年次生のテーマ

- ・専攻分野の全体像を提示して大学教育への導入をはかる。
- ・大学での学修に必要な最低限の知識と技能を習得させる。

2. 共通教育科目・・・主に1、2年次生のテーマ

- ・大学で学ぶために必須の言語能力や情報機器の操作法を習得させる。
- ・社会人として必要な幅広い教養と基礎知識を身につけさせる。
- ・真理を探究しようとする知的好奇心を育てる。

3. 専門教育科目・・・主に2、3年次生のテーマ

- ・自らの関心領域を総合的かつ体系的に追求させる。
- ・演習・実習など実践的なトレーニングにより専門的な内容を経験的に理解させる。

4. 卒業研究・卒業論文・・・2年次生より4年次生までのテーマ

- ・自らが設定した課題を4年間で獲得した幅広い教養と専門的知識によって解明させる。
- ・課題解明への過程をまとめあげ、卒業研究・卒業論文に結実させる。

5. キャリア系科目・・・4年間のテーマ

- ・自立した社会人への成長を支援し、社会で勤労するための基本的能力を備えさせる。

6. 教職教育関連科目・・・4年間のテーマ

- ・学位プログラムと融合された体系的な教職プログラムを提供し、生徒の「生きる力」を育む教員としての基礎的・基本的な能力を習得させる。

ディプロマ・ポリシーを実現するものとしてカリキュラム・ポリシーを学部全体および学科ごとに策定している。両ポリシーは緊密な連関のもとに作成され、運営されている。

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの連関は、カリキュラム・ポリシーの序文において、次に記すように明示している（資料4（1）-10 巻頭）。

「人文学部では、ディプロマ・ポリシーに掲げた学習成果をもたらすために、次の科目群からなるカリキュラムを作成し、学生たちに提供する。」

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの連関の点検・検証も、人文学部FD研修会において毎年度点検・確認している（資料4（1）-48 2015年度 教育1-（2）④ 人文学部小委員会）。

〈6〉現代社会学部

カリキュラム・ポリシーは、「設置の趣旨」に基づき学部・学科ごとに設定している。とくに教育課程編成や実施方針については、「履修の手引」にカリキュラム・ポリシーとして下記のとおり明記されている（資料4（1）-11）。

(1) 共通教育科目（主に1～2年次）

教養教育及び基礎教育を充実させる目的で開講され、学部教育の基礎となる技能や専門を超えて、将来、社会人として必要とされる基礎思考力等、基礎的な実践能力を育成するための科目群であり、外国語分野、情報分野、基礎思考分野及び社会人入門分野の4分野から構成されている。

(2) 専門基礎科目（主に1～2年次）

学際的アプローチのための各学問分野の基礎を学ぶ科目群と、実践力の育成を目的としたグループ・アプローチ、ファシリテーター・トレーニング、インターンシップ、キャリア・プランニングなどのワークショップ科目群、行動力の基礎を身につける実習科目群及び4年間を通じてレベルを上げながら演習を積み重ねるゼミナールから構成される。

(3) 専門基幹科目（主に1～3年次）

学科ごとに、「専門共通」、「専門語学」、「共通実習」の3フィールドから構成され、専門分野科目理解のための基礎を形成する。

(4) 専門分野科目（1～4年次）

学科ごとに専門科目を分野区分し、1年次の基礎段階から体系的な履修を促す。

(5) 関連科目（1～4年次）

学科の枠を超えて他学科の専門科目を履修することができるように、他学科の開講科目のうち一定範囲の科目を関連科目として学修し、幅広い視野を身につけることを目的とする。

こうした教育により、ディプロマ・ポリシーに定められた学部における人材育成の目的を達成していく。結果として多様で複雑な現代社会の動向を多角的に見据え、理解し、社会分析の専門的知識と技量を駆使して、地域社会の現状や人々の生活をトータルにかつ実証的に把握し、課題の解決策を講じることにより、両学科ともに地域で貢献できる人材を育成し、現代社会学科にあっては地域社会をベースに、国際理解も含んだ社会全体に関する広範な知識を学問の分野を超えて幅広く身につけたうえで、日常の課題を的確に分析し、それを解決する力を有する職業人を目指し、さらに社会防災学科では、それらに加えて特定の分野の専門知識を身につけ、非日常に応用することができる専門人材の育成につなげていく（資料4（1）-11、資料4（1）-49）。

ディプロマ・ポリシーに定められた学部における人材育成の目的を達成するため、カリ

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

キュラムを提供し、教育を行っている。所定の卒業要件を充足し、本学現代社会学部を卒業することにより、それぞれ、学士（現代社会）同（社会防災）の学位が授与される。

現代社会学科では、専門共通分野において社会学の基幹的な科目を中心に、専門的な知識を総合的、体系的に学び、専門分野科目の理解を促すための基礎形成し、専門語学分野において現代社会に関わるテーマについて、英語によるコミュニケーション力を培い、国際的視野の陶冶と国際感覚を修得し、共通実習分野においてフィールドワーク、質的調査、量的調査の実習を通じて、社会的諸課題を理解し把握するための技法を修得する。これらの成果を基礎に、現代社会の多面的、総合的な理解、実践的課題の抽出とともに、課題解決力を獲得し、学科カリキュラムに規定する所定単位の修得をもって、学士課程の学位を授与する。

社会防災学科では、専門共通分野において防災・減災の基礎を学際的に理解すると同時に、防災のために必要となる社会貢献マインドの育成及び防災の社会的、国際的発展の基礎的な理解し、専門語学分野において防災に関わる国際協力において必要となる国際的視野の陶冶と国際感覚の修得し、共通実習分野において人命救助方法の修得や国際理解及び実践力を陶冶する。これらの成果を基礎に、防災に関わる多面的、総合的な理解、実践的課題の抽出とともに、課題解決力を獲得し、学科カリキュラムに規定する所定単位の修得をもって、学士課程の学位を授与する。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

グローバル・コミュニケーション学部では、カリキュラム・ポリシーに示されているように、学部基礎科目（第1～4 Semester）において、専攻分野の全体像を提示して大学教育への導入をはかり、大学での学習に必要な最低限の知識と技能を習得させるようにしている。共通教育科目（主に第1～4 Semester）においては、社会人として必要な幅広い教養と基礎知識を身に付けるとともに、コースで学ぶ外国語とは異なるもう一つの外国語と情報機器の操作法等、大学生活必須のリテラシーを習得させる。基本語学と実践語学（第1～7 Semester）は学部科目の根幹をなし、高度な外国語能力の獲得と、それを実社会で実践的に運用する方法を学ばせている。学部・各コース講義科目（第1～7 Semester）では、語学力を鍛えるとともに、言語の基礎にある社会や文化について学ばせ、言語習得を通して社会で勤労するための基本的能力を体得させる。また、学生は他学部関連科目（第3～6 Semester）を履修することで、総合大学の利点を生かした、より広い専門分野を学ぶことができる。海外語学研修（留学）・企業インターンシッププログラム（第4～6 Semester）においては、第5 Semesterに海外あるいは実社会での活動を実際に経験し、グローバル・コミュニケーションの重要性を体験的に理解させる。またそのために海外語学研修、企業インターンシップの前後に「事前研修」と「フォローアップ」を用意して、現地研修の成果をより確実なものとしている。なお、卒業研究は必修（第8 Semester）であり、自らが設定した課題を4年間で修得した幅広い教養と専門的知識で解明し、協働作業を通じ卒業研究報告書作成に結びつける。なお、教職課程（英語）に関する科目（第1～8 Semester）も提供しており、英語教員を志す学生は、教職に必要な知識や能力を身に付けることができる（資料4（1）-50 p. 9-11）。

ディプロマ・ポリシーには、外国語運用関連、コミュニケーション力関連、言語のベースにある幅広い知識や教養に関連する事項が記載されており、これらにもとづいて教育課

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

程が編成されているため、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの編成・実施方針は強く関連しているといえる。具体的な教育課程については履修モデルとともに、グローバル・コミュニケーション学部履修の手引 2016 に示されている(資料4 (1) -12 p. 22-65)。

〈8〉総合リハビリテーション学部

学部のカリキュラム・ポリシーは次のとおりである(資料4 (1) -36)。

大学生としての学力、社会人としての態度の修得に加えて、専門職を目指す学生としての教育目標を達成するためのカリキュラムを設定している。特に専門職としての資格取得を前提としているため、各資格取得に必要な指定規則に準ずると共に、さらに高度かつ充実させるための内容を加味した。

1. 保健・医療・福祉分野に従事するものとしての「知識」「技術」「態度」を重視する。
2. リハビリテーションサービスを必要とする人・生活上の困難を抱えた人の問題・課題を改善・解決する能力を養う科目を設定する。
3. 豊かな人間性を育み、リハビリテーションサービスを必要とする人・生活上の困難を抱えた人との意思疎通能力と高度な専門的技能を養う科目を設定する。
4. リハビリテーションサービスを必要とする人・生活上の困難を抱えた人の身体・精神、社会生活を包括的に理解した上でリハビリテーションを具体的に実践する能力を養う科目を設定する。
5. 学際領域や地域との連携・協働を通じて実践力を養う科目を設定する。
6. 地域社会と国際社会に貢献できる能力を養う科目を設定する。
7. 専門職連携の必要性と意義を理解し、専門職の独自性、協調性の開発と熟達するための科目を設定する。

8. 新たな可能性を切り開く研究力を培い、弾力的思考力を養う科目を設定する。

さらに各学科のカリキュラム・ポリシーも定めている。

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーについては、一体的に検討を図り、密接な連関を実現し、その内容をカリキュラムマップとして、履修の手引に明示している。2016年11月にディプロマ・ポリシーを「主体的に学習に取り組む態度」、「知識・技能」、「思考・判断・表現」との対応をつけることとした改定案が教授会で承認され、これにカリキュラム・ポリシーにおける履修系統図を対応させる作業を行っているところである(資料4 (1) -13 p. 50、p. 68、p. 94-97)。

〈9〉栄養学部

「食」と「医療」の分野にそれぞれ精通した管理栄養士、臨床検査技師を養成するため、十分な知識・技能を段階的に習得できるよう、基本的な考え方をまとめたカリキュラム・ポリシーを設定し、公表している(資料4 (1) -36)。1、2年次では、社会人として必要な基礎知識や語学を身につけるため「共通教育科目」を配置している(資料4 (1) -14 p. 36-37)。調和のとれた教養教育と基礎教育を体系的に実施して、良識のある管理栄養士、臨床検査技師の基盤を構築する。3年次からは、管理栄養士、臨床検査技師に必要とされる専門性の高い知識・技能と総合的な能力を養う「専門分野」を教授する。食の教育に加え、臨床現場で管理栄養士、臨床検査技師に要求される諸々の能力や考え方が習得される。最終学年では、部門に配属され、実験や調査、教員と学生間の密接なコミュニケーション

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

を通して課題研究がなされ、専門知識が深められる(資料4(1)-14 p.39-43)。

ディプロマ・ポリシーと授業科目を照らし合わせ、カリキュラムチェックを毎年行っており、これにより管理栄養士養成課程である管理栄養学専攻と臨床検査技師養成課程である生命栄養学専攻のそれぞれに関連した授業科目を設定できている(資料4(1)-51)。

〈10〉薬学部

カリキュラム・ポリシーは、教授会での審議を経て制定され、学年ごとに以下の通り明記されている(資料4(1)-52)。1年次生では、「共通教育科目」や「基礎教育科目」を学ぶことで豊かな人間性と幅広い知識を、また「早期体験学習」から医療人としての心構えを植え付け、薬学を学ぶことへの動機づけを行う。2年次生では、少人数クラスによる「薬学演習」をはじめ、薬の化学的・物理的そして生物的理解の基礎となる科目を学ぶ。3年次生では、薬がどのような剤形で使われ、どのような体内運命をたどり、どのようにして効くのか、そして、薬を必要としない健康はどのように得られるのかなどの「専門教育科目」を学ぶ。4年次生では、薬剤師が臨床の場で活躍するために必要な、知識・技能・態度に関する「臨床薬学科目群」を、さらに薬を正しく取り扱うための法律や社会制度について学ぶ。5年次生では、病院や薬局で臨床実務実習を行い、臨床現場で薬剤師に求められる知識・技能・態度を体験する。高学年においては、研究室に分かれて卒業研究を行うとともに、高度で社会とのかかわりの深い「アドバンス科目群」を学び、将来の進路を決定する助けとする。

ディプロマ・ポリシーで示した目標を学生が達成できるよう、カリキュラム・ポリシーを制定し、学習内容・学習方法・成果の評価法などを具体的に示している(資料4(1)-36、資料4(1)-52)。初年次では幅広い教養教育を基礎とすると同時に、学生にできるだけ早い段階で将来目指すべく薬剤師像をイメージさせ、学ぶ動機を明確化させる(ディプロマ・ポリシー1、3、5対処)。2年次では薬学を理解するために必要な物理・化学・生物に関する基礎知識の習得を中心にし、3年次では生命と健康科学に関する専門知識の習得に重点を置き、4年次では臨床薬学および法規・法制に関する科目群を学ぶことで薬剤師に必要な基礎および専門知識を体系的に身に付けることをねらう(ディプロマ・ポリシー1、3対処)。4年次では臨床薬学の演習実習、5年次では病院や薬局で臨床実務実習を行い、臨床現場で働く薬剤師に必要な知識・技能を修得するとともに、望ましい薬剤師としての職業的素養を養う(ディプロマ・ポリシー1、2、3、5対処)。4年次から6年次では、研究室に分かれて卒業研究を行い、科学的思考力、問題提起力および問題解決力を身に付けることを図る(ディプロマ・ポリシー3、4対処)。

〈11〉法学研究科

策定済みのカリキュラム・ポリシーに基づき、適正な教育課程の編成・実施にあたって(資料4(1)-25)。具体的には、修士課程につき、「1.「特殊講義」を通じて、学部段階よりも高度な法学・政治学・国際関係の専門的知識および豊かで柔軟性のある専門的実践能力を修得する。2.「特殊研究」を通じて、専攻分野における特定テーマを深く追求し、修士論文を作成するための研究指導を受ける。」、博士後期課程につき、「「研究指導」を通じて、各専攻分野における研究をさらに深化させ、より高度な専門的能力を修得するとともに、その成果として博士論文を作成する。」としている。毎年度の授業科目確定に際しては、カリキュラム・ポリシーとの整合性に十分配慮しつつ、研究科委員会で検討して

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

いる。

また、2016年4月1日に法学研究科長期履修細則を制定し（適用は2017年度入学生から）、修士課程の標準修業年限2年を超えて修業年限を3年とする長期履修制度を導入しており、学生の多様な希望に対応しうる体制を整えている（資料4（1）-53）。

カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー策定時に両者の連関を考慮済みである（資料4（1）-24、資料4（1）-25）。

〈12〉経済学研究科

研究科長を中心に研究科委員会において議論の上、経済学研究科のカリキュラム・ポリシーを、修士課程では、「1.それぞれの分野の高度な専門知識を修得するとともに、情報収集分析能力、口頭表現能力、文章表現能力、論文作成能力を獲得するため、特殊講義、外国文献研究を体系的に設ける。2.高度な専門知識の修得と研究能力の涵養を目的として、専攻科目の演習を設ける。」博士後期課程では「1.より高度な専門知識を修得し、研究能力を獲得するため、特殊研究を設ける。2.高度な専門知識を修得し、研究者として独創的な研究を行うことができるよう、指導教員による研究指導を行う。」と策定し、本学ホームページ及び大学院案内にて公表している（資料4（1）-22 p.6、資料4（1）-29）。

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーともに本研究科の理念・目的「経済学及び経営学に関する高度な専門知識と分析手法を修得し、広く社会に貢献できる有意な人材を養成することとする」に沿って策定しており、相互に関連している（資料4（1）-16 p.35）。

〈13〉人間文化学研究科

カリキュラム・ポリシーは、教育目標に基づき、各専攻において多様な専門分野を学際的・有機的に結びつけるように編成されている。そして、大学院案内や人間文化学研究科ホームページに、研究科全体と各専攻ごとのカリキュラム・ポリシーとして明記している（資料4（1）-32）。

「人間文化学研究科では、次のような教育方針に沿って教育課程を編成しています。

修士課程

1. 現代の知識基盤社会に対応した専門性を高める教育を実現するために、学生各自のめざす専門性に直結した学知と技能を修得する講義科目・実習科目、ならびに課程の修了まで一貫して自らの研究テーマを追求し、修士論文に結実させるための演習科目を設置しています。

2. 現代の多様化した社会に柔軟に対応できる幅広い知識と研究技能を培う教育を実現するために、多彩な分野・領域・学習スタイルをカバーした研究科基礎共通科目を設置し、学生各自のニーズと主体性を生かした学びのコースを提供しています。

3. 実践と実体験を重視し、行動力に裏打ちされた学習能力を養う教育を実現するために、人間行動論専攻、地域文化論専攻、心理学専攻の3専攻のいずれにおいても、実社会の現場において実践的に学ぶさまざまな機会を設けています。

4. 人間に対する深い理解をもち、現代社会の複雑な諸相についての広い学識と高度な専門的知識と技能を獲得することにより、学校現場で中核的・指導的役割を担うことができるような教員の養成をめざします。

博士後期課程

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

研究の構想からその実践と成果の結実に至るまで、学生の主体性を重んじながらも、きめ細かな実践的指導によって着実にステップアップしていく研究プロセスを提供し、学位論文のスムーズな完成に導きます。」

その上で、3専攻のカリキュラム・ポリシーを次のように明示している（資料4（1）-32）。

a. 人間行動論専攻

「人間文化学研究科人間行動論専攻では、次のような教育方針に沿って教育課程を編成しています。

修士課程

1. 人間と社会をめぐる広範な知識とともに、研究の一般的技能を修得するために、専攻の枠を超えた多彩な分野・領域・学習スタイルをカバーした多数の研究科基礎共通科目を開設し、その系統的な学修から、学生各自の専門をより広い視野に立って位置づけていきます。

2. 幅広い知識の修得と平行して、専門的な研究を推進するために方法論や特殊講義科目を設定しています。ここでは学生各自の専門性をより深めながら、コースワークとフィールドワークの両立をめざしています。

3. 学生各自の専門性に直結した個別指導の場として、演習科目を設定しています。

4. 人間に対する深い理解をもち、現代社会の複雑な諸相についての広い学識と高度な専門的知識と技能を獲得することにより、学校現場で中核的・指導的役割を担うことができるような教員の養成をめざします。

以上の科目群は、現代社会に柔軟に対応できる方法や技能を実践的に修得しながら、高度かつ幅広い専門的知識を修得させ、学術的発展に貢献する独創的な修士論文に結実させることを目的にしています。

博士後期課程

博士後期課程では、学生の主体性を重んじて、学生が研究しようとするテーマに沿ってきめ細やかな研究指導を指導教員を中心に行います。入学後は、博士後期課程3年間の全体研究計画を立てるとともに、年度ごとに研究計画と前年度の研究成果報告書を提出できるように導きます。学生の研究の進捗状況を研究科全体で確認し、指導教員以外の教員も問題関心を共有します。また、専門分野における学会発表と学術論文の作成・投稿を奨励・指導し、学位取得に向かって実り多い研究が展開できるように導きます。」

b. 地域文化論専攻

「人間文化学研究科地域文化論専攻では、次のような教育方針に沿って教育課程を編成しています。

修士課程

1. 地域文化論をめぐる広範な知識とともに、研究の一般的技能を修得するために、専攻の枠を超えた多彩な分野・領域・学習スタイルをカバーした多数の研究科基礎共通科目を開設し、その系統的な学修から、専攻に関する幅広い基礎専門知識と実践的な研究方法が修得できるよう配慮しています。

2. 講座ごとに、幅広い学修とともにより高度な専門的研究方法を修得することができるよう特殊講義科目と方法論科目を開設し、コースワークとフィールドワークの両立をめざ

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

しています。

3. 学生各自の専門性に直結した個別指導の場として、演習科目を設定しています。

4. 地域の人と文化に関する豊かな学識と幅広い教養をもって地域社会と文化の発展に貢献でき、学校現場で中核的・指導的役割を担うことができるような教員の養成をめざします。

以上の科目群は、現代社会に柔軟に対応できる方法や技能を実践的に修得しながら、高度かつ幅広い専門的知識を修得させ、学術的発展に貢献する独創的な修士論文に結実させることを目的にしています。

博士後期課程

博士後期課程では、学生の主体性を重んじて、学生が研究しようとするテーマに沿ってきめ細やかな研究指導を指導教員を中心に行います。入学後は、博士後期課程3年間の全体研究計画を立てるとともに、年度ごとに研究計画と前年度の研究成果報告書を提出できるように導きます。学生の研究の進捗状況を研究科全体で確認し、指導教員以外の教員も問題関心を共有します。また、専門分野における学会発表と学術論文の作成・投稿を奨励・指導し、学位取得に向かって実り多い研究が展開できるように導きます。」

c. 心理学専攻

「人間文化学研究科心理学専攻では、次のような教育方針に沿って教育課程を編成しています。

修士課程

1. 人の心に関する広範な知識とともに、研究の一般的技能を修得するために、専攻の枠を超えた多彩な分野・領域・学習スタイルをカバーした多数の研究科基礎共通科目を開設し、その系統的な学修から、専攻に関する幅広い基礎専門知識と実践的な研究方法が修得できるよう配慮しています。

2. 心理学の専門分野を幅広く修得するとともに、各自の専門をより深く掘り下げ、研究を推進するための講義科目や方法論科目を設定し、コースワークとフィールドワークの両立をめざしています。

3. 学生各自の専門性に直結した個別指導の場として、演習科目を設定しています。

4. 次の資格を取得するための科目を配置したカリキュラムを設けています。

①臨床心理士（心理学専攻臨床心理学系のみ）

②学校心理士

③臨床発達心理士

5. 心理学の幅広い領域に関する高度な専門知識と実践力を獲得することにより、学校教育におけるさまざまな問題に対して対応できる実践的教育力を持ち、現場で中核的・指導的役割を担うことができるような教員の養成をめざします。

以上の科目群は、現代社会に柔軟に対応できる方法や技能を実践的に修得しながら、高度かつ幅広い専門的知識を修得させ、学術的発展に貢献する独創的な修士論文に結実させることを目的にしています。

博士後期課程

博士後期課程では、学生の主体性を重んじて、学生が研究しようとするテーマに沿ってきめ細やかな研究指導を指導教員を中心に行います。入学後は、博士後期課程3年間の全

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

体研究計画を立てるとともに、年度ごとに研究計画と前年度の研究成果報告書を提出できるように導きます。学生の研究の進捗状況を研究科全体で確認し、指導教員以外の教員も問題関心を共有します。また、専門分野における学会発表と学術論文の作成・投稿を奨励・指導し、学位取得に向かって実り多い研究が展開できるように導きます。」

ディプロマ・ポリシーを実現するものとしてカリキュラム・ポリシーを策定しており、両者は緊密な連関のもとに作成され、運営されている。また、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの連関も人間文化学研究科小委員会において確認している（資料4（1）-48 2015年度 教育2-（2）⑩ 人間文化学研究科小委員会）。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

研究科修了時に次のような目標を立てている。

1. 優れた専門的知識・技術を有するリハビリテーション分野の高度な専門職業人の育成:現代の多様化するニーズを有する個人に対応できるよう、高度な知識・技術を修得し、社会に貢献できる専門家を育成するために、共通科目、専門基礎科目及び専門科目を通じて保健・医療・福祉の最近の知見を修得する。

2. 優れたリハビリテーション学教育に資する人材の育成:国内外の多くのリハビリテーションに関する情報を集積し、関連する学問的基礎を関連付けながらリハビリテーションの学問体系を構築することによって、科学的根拠に基づいた教育的素養を有する人材を育成する。

3. リハビリテーション学研究に資する人材の育成:リハビリテーションに関して科学的に真理を追い求めることによって、リハビリテーション学を進歩させ、社会における知的財産を創造し、国民及び社会に貢献できる人材を育成する。

上記の目標を達成するために、次のようなカリキュラムを編成している（資料4（1）-33）。

研究科の授業科目に、共通科目、専門基礎科目及び専門科目を設定している。

共通科目は、総合リハビリテーションに共通する広範な知識と関係職種理解と連携及びリハビリテーションスタッフに必須な研究マインド、実践の場に必要な指導力を発揮できる人材育成の基盤づくりを目指す。

専門基礎科目は、専門科目の各領域の共通基盤として必須な科目を設定している。

専門科目は、独創的な研究論文をまとめあげるための先行文献研究、研究のアイデア、論理、思考、成果分析等の能力を高め、また学際領域の研究法、専門領域教育者の育成の基盤づくりの科目を学修して、さらに学位論文を作成する。

理念・目的を達成するためのカリキュラム・ポリシーとして、共通科目、専門基礎科目及び専門科目を設定し、共通科目は、総合リハビリテーションに共通する広範な知識と関係職種理解と連携及びリハビリテーションスタッフに必須な研究マインド、実践の場に必要な指導力を発揮できる基盤をつくり、専門基礎科目は、専門科目の各領域の共通基盤として必須な科目を設定している。専門科目は、独創的な研究論文をまとめあげるための先行文献研究、研究のアイデア、論理、思考、成果分析等の能力を高め、また学際領域の研究法、専門領域教育者の育成の基盤づくりを行うことをめざしている。そのカリキュラムを学修し規定単位を修得するとともに、修士論文、博士論文を作成したものに対する達成基準をディプロマ・ポリシーに次のように記載している。医療・福祉に関わる分野の高

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

度専門職業人、養成機関での教育者、及び研究者（博士後期課程進学者等も含む）を目指すものとしての基礎的な能力（修士）、自立した能力（博士後期課程）を有すると判定されたものに対して学位を与えることとしている（資料4（1）-33）。

〈15〉栄養学研究科

栄養学研究科では、ディプロマ・ポリシーに基づき、以下のカリキュラム・ポリシーを定めている。（資料4（1）-22 p.28-29）。

栄養学研究科の授業科目は特殊講義21科目、臨床栄養研修Ⅰ～Ⅳ、栄養教育科目Ⅰ～Ⅳに、栄養学研究、栄養学演習、特別講義から成っている。指導教員と副指導教員による複数指導体制のもとで、選択科目の選定を行い、また研究報告・論文を作成する。修士論文の査読は指導教員とは別の査読教員が行う。

ディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーが設定されている。また、栄養学研究科委員会が修士論文および修士論文発表会の内容とその水準の判定、および各履修科目の単位認定基準の設定および単位認定を行っていることから、常にディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの整合性をとりながら、研究科が運営されていると判断できる（資料4（1）-16）。

〈16〉薬学研究科

薬学研究科の目的は、薬学領域の高度な知識・技能・研究能力を国際的視野に立って深め、臨床薬学的研究を行う高度な能力を持った優れた専門職業人の養成、ならびに薬学研究の高度な実践能力を身につけた医療薬学の教育・研究を担う優れた人材の養成をすることである。

これらの目標を達成するために、薬学研究科では次のような特徴のある講義、演習実習および研究を学生に提供する。

①専門講義科目は、臨床薬学分野において重要であると考えられる医薬品分子設計解析学、分子薬理学、医薬品ナノテクノロジー、予防薬学、処方解析学、個別化治療設計学、医薬品安全性評価学、先進医療薬学の8科目で構成する。これによって、専門知識を深め、最新の研究動向を集中的に理解するとともに、臨床薬学研究を多面的視野から把握できる能力を養う。

②薬学演習は、個別演習（指導教員の指導のもとに、研究室での研究論文抄読、研究会・学会などへの発表準備、学術論文の作成指導などを受ける）ならびに合同演習（研究科が定期的開催する研究発表会において、研究計画・研究進捗の発表を行う）で構成する。これによって、自立した薬系研究者へと将来成長するために必要な基礎素養を高める。

③薬学研究は、研究計画・研究実践に対して指導教員の直接的指導のみならず、他の研究科専任教員による直接・間接のアドバイスを提供し、研究科全体で指導にあたる体制を取る。これによって、自己の研究課題の位置づけを明確にし、その成果や意義を専攻領域の研究分野にとどまらず、臨床薬学全般にわたる広い視野で議論できる能力を養う。

④臨床薬学研修は、選択科目として、神戸市立医療センター中央市民病院の協力のもとに、同病院の施設内で行われる臨床薬学実務研修である。病院薬剤部及び病院各科で行われる各種研修やカンファレンスへの参加を通じて、臨床薬剤師として必要な基礎知識と態度を学び、その中から臨床薬学研究における課題を理解する機会を提供する。

これがカリキュラム・ポリシーそのものである（資料4（1）-34）。

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

薬学研究科において、ディプロマ・ポリシーが達成されるようにカリキュラム・ポリシーを検討し策定している(資料4(1)-16 p.101-105)。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

食品薬品総合科学研究科では、ディプロマ・ポリシーに基づき、教育者・研究者もしくは実践の場で高度な専門職業人を養成するための知識・技能を修得できるようカリキュラムを編成している。栄養、食品、薬品、医療の分野に関して、基礎科学から応用科学、臨床栄養学に至る5専門分野から6単位以上選択して高度専門知識を修得し、研究実施能力等を向上するために演習4単位(必修科目)を履修する。そして、指導教員と副指導教員による複数指導体制のもとで、選択科目の選定をし、研究報告を作成することがカリキュラム・ポリシーとして明示されている(資料4(1)-22 p.32-33)。

ディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーが設定されている。また、食品薬品総合科学研究科委員会が学位論文および学位論文口頭発表会の内容とその水準の判定、および各履修科目の単位認定基準の設定および単位認定を行っていることから、常にディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの整合性をとりながら、研究科が運営されていると判断できる(資料4(1)-54)。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか。

〈1〉大学全体

学部生には、教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを記載した「履修の手引」を毎年度当初に配付している。大学院生には、ホームページで閲覧するものとし冊子等での周知はしていない(資料4(1)-36、資料4(1)-43)。社会への公表については、大学紹介冊子として「KOBE GAKUIN UNIVERSITY 総合案内」を作成しており、各学部の教育内容を紹介、説明している(資料4(1)-55)。また、ホームページや各学部オリジナルサイトにおいて公表している(資料4(1)-36、資料4(1)-56)。さらに2014年10月からは大学ポータルにも参加し、社会に向けて情報を公開している(資料4(1)-57)。

〈2〉法学部

大学構成員(教職員・学生)に対しては「履修の手引」に、大学外(受験生を含む社会一般)に対しては本学ホームページに掲載し公表している(資料4(1)-4、資料4(1)-36)。

〈3〉経済学部

教職員・学生に対しては履修の手引に、受験生を含む社会一般に対しては、大学ホームページにおいて公表されている(資料4(1)-8、資料4(1)-4、資料4(1)-36)。

〈4〉経営学部

「神戸学院大学履修の手引」、「経営学部案内」等の出版物や、経営学部オリジナルサイトによって教職員・学生ならびに受験生など社会一般に広く周知・公表している(資料4(1)-9、資料4(1)-47、資料4(1)-58)。

〈5〉人文学部

ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーは教職員・学生に対しては「履修の手引」

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

に、大学外に対しては大学ホームページに掲載し公表している（資料4（1）-10 巻頭、資料4（1）-4）。

〈6〉現代社会学部

学士課程教育の質的向上に向けて、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーをホームページ、「履修の手引（現代社会学部）」等に掲載、周知し、学生ならびに教職員、受験生を含む社会一般に対して公表している（資料4（1）-11、資料4（1）-59）。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーについては、グローバル・コミュニケーション学部履修の手引 2016 により、大学教職員および学生に周知されている（資料4（1）-12）。同時に学部専用ホームページにおいてもこれら情報は公表されている（資料4（1）-17）。

〈8〉総合リハビリテーション学部

ディプロマ・ポリシーを明確に定め、それを達成するためのカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを備え、履修の手引に明示するとともに、大学のホームページにおいて広く公表している。また、オープンキャンパス等の機会にパンフレット等の媒体を用いて、受験生、保護者、教育関係者に公表している（資料4（1）-4、資料4（1）-13 巻頭、資料4（1）-36、資料4（1）-60）。

〈9〉栄養学部

教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーについて「履修の手引」に記述されているので、大学構成員（職員および学生等）にはよく理解されている（資料4（1）-14 冒頭、p.82）。また、社会一般に対しては、本学ホームページで教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを公表している（資料4（1）-4、資料4（1）-36、資料4（1）-61）。

〈10〉薬学部

「履修の手引」およびシラバスなどの冊子体で薬学部教員および学生全員に周知している（資料4（1）-15、資料4（1）-52）。また、ホームページ上でも公開しており、誰でもアクセスできる状態にある（資料4（1）-36）。在学生に対しては、各学年初めの履修指導において、教務委員がカリキュラム・ポリシーなどについて説明している（資料4（1）-62）。入学試験要項にも、アドミッション・ポリシーとともにカリキュラム・ポリシーを明示している（資料4（1）-63）。

〈11〉法学研究科

本学ホームページ、大学院案内、入学試験要項、法学研究科オリジナルホームページでカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを掲載して、周知・公表している（資料4（1）-21～資料4（1）-25）。

〈12〉経済学研究科

教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーは、本学ホームページで公表されており、内部だけではなく対外的に公開されている（資料4（1）-29）。

〈13〉人間文化学研究科

関係する教職員および大学院生に配付されている「大学院履修要項」の人間文化学研究

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

科の項の「神戸学院大学大学院人間文化学研究科規則」で研究科の目的を記載している(資料4(1)-16 p.55)。また、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーは GRADUATE SCHOOL 2016 や大学ホームページの人間文化学研究科のページで公開されている(資料4(1)-31、資料4(1)-32)。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

大学のホームページ等において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを明示している(資料4(1)-33)。

〈15〉栄養学研究科

本学ホームページに栄養学研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーが明示されている(資料4(1)-64)

〈16〉薬学研究科

教職員および学生に対しては、薬学研究科の概要及び特色、薬学研究科規則、学位取扱内規、薬学研究科長期履修細則および授業科目・担当者一覧を記載した大学院履修要項を配布している(資料4(1)-16 p.101-113)。ディプロマ・ポリシーについては、薬学研究科オリジナルホームページから外部の方も閲覧可能となっている(資料4(1)-65)。大学院案内にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを明示している(資料4(1)-22 p.34-35)。薬学研究科オリジナルホームページには、薬学研究指導教員と研究分野の一覧が閲覧可能となっている。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

本学ホームページに食品薬品総合科学研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーが明示されている(資料4(1)-54)。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉大学全体

各学部及び各研究科においては、2007年10月に制定した大学憲章の教育基本理念に基づいて教育課程を編成している(資料4(1)-66)。

教育開発センター委員会において、定期的に三つのポリシーの見直しを行っている。それを受けて、学部内に組織された委員会を中心に、「自己点検・評価マネジメントシステム」を確認しながら、教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーが適切であるか検証を行っている(資料4(1)-46)。

教育開発センターが主催した2015年9月、2016年9月のFDワークショップでは、履修系統図(カリキュラム・マップ)の策定を通じて、学部の科目の体系性、順次性についての検証を進めた(資料4(1)-44、資料4(1)-45)。

〈2〉法学部

法学部では、2015年度より1キャンパス制となることを契機として、カリキュラム改正を行った。その際に、教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーについても検証を行っている。

検証のプロセスとしては、学部内のワーキンググループとして、各専門分野の代表者によって構成される「教育プロジェクト」を編成し、上記の原案について審議した上で、教

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

授会で議論をしている。また、学部内のFD研修会を通じても、検証を行っている。これらの責任主体は、法学部長および法学部教授会であり、意思決定はつねに教授会の議を経て行われることとなっている(資料4(1)-67、資料4(1)-68、資料4(1)-69)。

〈3〉経済学部

経済学部では、教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーについては、活性化委員会が審議した上で、教授会で議論をする(資料4(1)-70、資料4(1)-71)。その適切性の検証は自己点検小委員会、FD研修会で行われている。これらの責任主体は、経済学部長および経済学部教授会であり、意思決定はつねに教授会の議を経て行われることとなっている(資料4(1)-72)。

〈4〉経営学部

経営学部長、各コース代表教員(経営・商学、会計、経営情報)および副学長(経営学部所属教員)から構成される定期的なミーティング(メール会議含む)を開催し、教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性の精査、内容の追記、削除、修正等を検討・実施している(資料4(1)-73)。直近では2015年に、2016年度の学部案内に掲載する「アドミッション・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「ディプロマ・ポリシー」の表記を一部変更し、より適切な表現に改めた(資料4(1)-47「1 新入生のためのオリエンテーション」前頁)。

2016年度以降も前記の構成員を中心として継続的に検討を重ねていき、今後三つのポリシーの大幅な見直しが必要とされる場合は、教授会での審議を経て決定されることとなり、その検証プロセスの適切性を担保している。

〈5〉人文学部

学部内に学部長、研究科各専攻主任、学部教務委員、研究科教務委員、研究支援委員、図書館運営委員、生涯学習委員の9名によって構成される「教育・研究委員会」を設置し、年に4回程度の会合を設け検証を行っている(資料4(1)-74、資料4(1)-75)。また、検証結果は、その都度学部教授会に報告し、改善が必要な点については教授会で審議のうえ決定するというプロセスが取られており、適切に機能し、改善するようになっている。

〈6〉現代社会学部

両学科とも、教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性に関しては、各学科会議及び自己点検評価委員会学部小委員会において検証・検討され、その結果は教授会において審議、決定されることとなっている。最終責任主体は教授会である。学部開設以来、上記のような組織、手続きで検証を行っており、大きな改善は行っていないが、各年度の小さな改善につなげている(資料4(1)-76、資料4(1)-77)。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

学部の理念については「中期行動計画」に基づき各学部自己点検評価小委員会が毎年度検証することになっており、グローバル・コミュニケーション学部においては、教授会がディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーとともに点検することになっている(資料4(1)-78)。これら三つのポリシーを検証するにあたり、当然ながら教育目標およびカリキュラム・ポリシーの適切性についても教授会ならびに各言語コースにおいて検証が行われる(資料4(1)-48 2016年度 教育1-(2)⑩ グローバル・コミュニケーション学部小委員会、資料4(1)-79)。

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

〈8〉総合リハビリテーション学部

教授会において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーについて検討、修正・改善を図り、履修の手引作成時に改善を図っている（資料4（1）-80）。

〈9〉栄養学部

毎年の国家試験結果や国家試験模擬試験結果などを検証する管理委員会、臨検委員会を学部長および教務委員を責任主体として設置している（資料4（1）-81）。教育上の問題点が見つければ、カリキュラムの改正を含め対応している。

〈10〉薬学部

教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性については、常設の教育改善委員会が中心となって検証・改正を重ねており、必要に応じて、ad hoc なカリキュラム検討ワーキンググループを立ち上げ、的確に対応している。6年制移行してから生じた問題点に対処し、カリキュラムを2回改訂した（資料4（1）-82）。

〈11〉法学研究科

法学研究科においては、研究科委員会が最高の決定・責任主体であり、検討すべき諸課題については、研究科内に大学院改革検討プロジェクトを設置し、検討結果を研究科委員会で審議した上で決定することとしている。

検証プロセスについては、学内の自己点検・評価プロセスの一環として、法学研究科自己点検評価小委員会で検証した上で、研究科委員会で審議し、改善につなげることとしている。

〈12〉経済学研究科

教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性について、経済学研究科自己点検評価小委員会による適切性の検証のもと、研究科長の責任において、教務委員を中心にカリキュラムの改定に合わせて定期的に研究科委員会において見直しが行われている（資料4（1）-83、資料4（1）-84）。

〈13〉人間文化学研究科

研究科内に研究科長、研究科各専攻主任、学部教務委員、研究科教務委員、研究支援委員、図書館運営委員、生涯学習委員の9名によって構成される「教育・研究委員会」（人文学部と共通）を設置し、複数の専門教員の間で年に4回程度の会合を設け検証を行っている（資料4（1）-74、資料4（1）-75）。教育・研究委員会において検討した結果は、研究科委員会に報告され、審議して決定するというプロセスになっており、適切に機能している。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて大学院履修要項作成時に検討し、修正・改善を図り、研究科会議（学部教授会において、学部・研究科一括で審議）で審議した（資料4（1）-85）。

〈15〉栄養学研究科

神戸学院大学大学院栄養学研究科規則第8条に明記しているように、本研究科の運営組織として栄養学研究科委員会を置いている（資料4（1）-40）。委員会は、本研究科の授業担当の教員をもって組織されており、必要に応じ、研究科長が召集し、委員3分の2以

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

上の出席をもって成立する。研究科長は、委員会の議を経て、構成員以外の出席を認めることができる。この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、委員会が定めることが第9条として明記されている。栄養学研究科委員会は定期的に開かれ、研究科の科目などの見直しが行われ、カリキュラム・ポリシーの適切性の検証が行われている。この検証プロセスにより、2015年4月1日には長期履修制度を導入している(資料4(1)-16 p.99)。また、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性についても検証を行っている(資料4(1)-86)。

〈16〉薬学研究科

薬学研究科では、教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性は薬学研究科委員会が行っている。

教育目標について、薬学研究科が2012年7月に行った検証が現在の教育の理念と目標となっている。

学位授与については、2015年度に1名授与を受けただけである。今後大学教育部会と連携し、必要に応じて再考する。

カリキュラム・ポリシーの適切性について、これまで大学院教育部会より改善の要請はない。カリキュラム・ポリシーに基づく教育、専門講義、薬学演習、薬学研究を実施した。なお、臨床教育研究は履修学生がいなかったため実施をしていない。現状では特設課題・問題点は見られない(資料4(1)-87)。

大学院教育部会より改善要求等が出された場合、研究科委員会に提案、研究科委員会の議を経たのち、大学院委員会で審議・決定する(資料4(1)-88、資料4(1)-89)。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

食品薬品総合科学研究科において、研究科の教育及び研究に関する事項を審議するため、食品薬品総合科学研究科委員会を置くことが神戸学院大学食品薬品総合科学研究科規則に明記されている(資料4(1)-16 p.116 第8条)。「食品薬品総合科学研究科における博士の学位に関する取り扱い内規」の運用に当たって疑義ある場合は研究科委員会においてこれを決し、また、内規の改正は研究科委員会構成員の総数の3分の2以上、かつ栄養学研究科系、薬学研究科系の構成員のそれぞれ2分の1以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成をもってこれを行うことが定められている(資料4(1)-16 p.121 第17条)。食品薬品総合科学研究科委員会は適宜開催されており、ディプロマ・ポリシーの適切性の検証を行っている。この検証プロセスにより、2015年4月1日には長期履修制度を導入している(資料4(1)-16 p.116)。また、アドミッション・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーの適切性についても検証を行っている(資料4(1)-90 議題(2))。

2. 点検・評価

●基準4(1)の充足状況

本学は、学則、「大学憲章」に定める教育基本理念を踏まえた全学のディプロマ・ポリシーを定め、学部・研究科ごとに、理念・目的をふまえた課程修了にあたって修得しておくべき学習成果を明示するとともに教育目標に基づくカリキュラム・ポリシーを明示している。また、学生には、それらを記載した「履修の手引」を各年度当初に配布するとともに、本学ホームページ、大学ポर्टレートなどで学内外に公表し、適切性について定期的に検

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

証を行っている。

以上の点から本学は、基準4(1)をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

大学憲章を制定し、その中で教育基本理念を明示したことにより、大学全体としての教育目標がさらに明確になった(資料4(1)-56)。大学の方向性が確立され、この基本に基づいてカリキュラム編成が行われている。

〈8〉総合リハビリテーション学部

各学年次の目標に合わせて教育課程を編成していることから、学生自身が4年間における現在の履修段階を理解することが容易となった(資料4(1)-13 p.50、p.68、p.94-97)。

〈9〉栄養学部

優れた管理栄養士等の養成を標榜し、実際、管理栄養士国家試験の合格率が全国平均を大きく上回っている結果などから見て、当該教育方針による教育成果は順調に果たされていると判断される(資料4(1)-91 45. 国家試験 (3) 栄養学部・管理栄養士)。全管理栄養士養成大学の中でトップレベルの合格率を目指し、さらに質の高い教育を行っている。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

大学院については、研究科ごとにディプロマ・ポリシーを策定しているが、大学院全体のディプロマ・ポリシーが策定されていない。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

設立間もない学部であるため学部教授会のみでの検証となっており、より細やかな検証システムが必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

変遷する社会情勢を絶えず意識し、本学の教育基本理念に適った教育課程を大学として普遍的に提供することが必要である。そのために、個々の学部、研究科の範囲を超えて、入学、教務、進路関係部署との連携をさらに強化し、情報を共有するとともに、教育目標や教育課程の編成方針について、点検・検証を全学的なレベルで定期的に行う。

〈8〉総合リハビリテーション学部

学生自身が4年間における現在の履修段階を理解し、教育目標を達成し専門職となれるように、教育課程を継続して検証し編成していく。

〈9〉栄養学部

現在、管理栄養士と栄養士のあり方と互いの分業のあり方が、日本栄養士会、日本栄養改善学会などの関連学会や現場などで大きな関心事であるとともに、大きな議論が起こっ

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

ている。現状としては、管理栄養士・栄養士教育は、国家試験の合格率や入試志願者などの状況から判断すると良好な状態にあるが、将来どのような形態で、管理栄養士、栄養士の分業が進むのかを、関連学会の議論を見据えて、本校としてもそのあり方に応じた教育体系を構築するとともに、管理栄養士養成を主体として発展するよう推進する。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

教育開発センター委員会にて大学院全体のディプロマ・ポリシーを検討し、2016年度内に策定する。

〈7〉グローバル・コミュニケーション学部

今後、検証プロセスについて、各コースと自己点検評価小委員会、教授会との関連づけを行い有機的な検証組織システムを、2017年度中を目処に構築することとしている。

4. 根拠資料

- 資料4 (1) -1 神戸学院大学教育開発センター規則 (既出 資料2-7)
- 資料4 (1) -2 教育開発センター ニュースレター 2013 No.01
http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/fdc/journal/news_letter/pdf/FDC_17.pdf
- 資料4 (1) -3 教育開発センター ニュースレター 2013 No.02
http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/fdc/journal/news_letter/FDC_18.pdf
- 資料4 (1) -4 本学ホームページ 大学概要 - 教育情報 - ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針) (既出 資料3-57)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/policy/diploma.html>
- 資料4 (1) -5 神戸学院大学 共通教育センター 共通教育はやわかり 2016
<http://www.kobegakuin.ac.jp/facility/edu/pdf/hayawakari2016.pdf>
- 資料4 (1) -6 神戸学院大学学科目履修規則
- 資料4 (1) -7 履修の手引 2016 法学部 (既出 資料1-22)
- 資料4 (1) -8 履修の手引 2016 経済学部 (既出 資料1-23)
- 資料4 (1) -9 履修の手引 2016 経営学部 (既出 資料1-24)
- 資料4 (1) -10 履修の手引 2016 人文学部 (既出 資料1-25)
- 資料4 (1) -11 履修の手引 2016 現代社会学部 (既出 資料1-26)
- 資料4 (1) -12 履修の手引 2016 グローバル・コミュニケーション学部 (既出 資料1-27)
- 資料4 (1) -13 履修の手引 2016 総合リハビリテーション学部 (既出 資料1-28)
- 資料4 (1) -14 履修の手引 2016 栄養学部 (既出 資料1-29)
- 資料4 (1) -15 履修の手引 2016 薬学部 (既出 資料1-30)
- 資料4 (1) -16 大学院履修要項 2016年度 (既出 資料1-52)
- 資料4 (1) -17 本学ホームページ グローバル・コミュニケーション学部 (既出 資

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

- 料1-41)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/global/>
- 資料4 (1) -18 総合リハビリテーション学研究科委員会・総合リハビリテーション学部
教授会鑑 (2016年11月2日)
- 資料4 (1) -19 神戸学院大学学則 (既出 資料1-2)
- 資料4 (1) -20 本学ホームページ 栄養学科 - カリキュラム
<http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/nutrition/nutrition/curriculum.html>
- 資料4 (1) -21 本学ホームページ 法学研究科 (既出 資料1-49)
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/law/
- 資料4 (1) -22 GRADUATE SCHOOL 2017 (既出 資料1-17)
<https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/11649/#1>
- 資料4 (1) -23 2016年度 大学院入学試験要項 (既出 資料1-51)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/postgraduate/2016/pdf/2016graduate.pdf>
- 資料4 (1) -24 法学研究科オリジナルホームページ 理念・目的 (既出 資料1-15)
<http://www.law-kobegakuin.jp/gs-law/outline/index.html>
- 資料4 (1) -25 法学研究科オリジナルホームページ 3つのポリシー (既出 資料1-48)
<http://www.law-kobegakuin.jp/gs-law/outline/policy.html>
- 資料4 (1) -26 神戸学院大学大学院学則 (既出 資料1-3)
- 資料4 (1) -27 神戸学院大学大学院法学研究科規則 (既出 資料1-4)
- 資料4 (1) -28 法学研究科委員会議事録 (2015年1月13日)
- 資料4 (1) -29 本学ホームページ 経済学研究科 (既出 資料1-16)
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/economics/
- 資料4 (1) -30 神戸学院大学大学院経済学研究科規則 (既出 資料1-5)
- 資料4 (1) -31 GRADUATE SCHOOL 2016 (既出 資料1-50)
http://www.kobegakuin.ac.jp/admission/postgraduate/pdf/2016graduate_annai.pdf
- 資料4 (1) -32 本学ホームページ 人間文化学研究科 (既出 資料1-53)
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/human_culture/
- 資料4 (1) -33 本学ホームページ 総合リハビリテーション学研究科 (既出 資料1-18)
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/rehabilitation/
- 資料4 (1) -34 本学ホームページ 薬学研究科 (既出 資料1-19)
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/pharmacy/
- 資料4 (1) -35 神戸学院大学の全学のカリキュラム・ポリシー
- 資料4 (1) -36 本学ホームページ 大学概要 - 教育情報 - カリキュラム・ポリシー (教

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

育課程編成・実施の方針) (既出 資料3-45)

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/policy/curriculum.html>

- 資料4 (1) -37 共通教育センター委員会議事録 (2016年2月24日)
- 資料4 (1) -38 神戸学院大学大学院人間文化学研究科規則 (既出 資料1-6)
- 資料4 (1) -39 神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学研究科規則 (既出 資料1-7)
- 資料4 (1) -40 神戸学院大学大学院栄養学研究科規則 (既出 資料1-8)
- 資料4 (1) -41 神戸学院大学大学院薬学研究科規則 (既出 資料1-9)
- 資料4 (1) -42 神戸学院大学大学院食品薬品総合科学研究科規則 (既出 資料1-10)
- 資料4 (1) -43 大学院教育部会議事録 (2012年5月10日)
- 資料4 (1) -44 2015年度FDワークショップ
- 資料4 (1) -45 2016年度FDワークショップ要旨
- 資料4 (1) -46 教育開発センター議事録 (2016年5月12日)
- 資料4 (1) -47 2016 経営学部案内
- 資料4 (1) -48 自己点検・評価マネジメントシステム (中期行動計画) (非公開) (既出 資料1-67)
- 資料4 (1) -49 神戸学院大学現代社会学部設置の趣旨等を記載した書類 (既出 資料1-14)
- http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/documents/social/pdf/setti_03.pdf
- 資料4 (1) -50 神戸学院大学グローバル・コミュニケーション学部設置の趣旨等を記載した書類 (既出 資料1-40)
- <https://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/documents/global/pdf/setti03.pdf>
- 資料4 (1) -51 栄養学部_カリキュラムチェック表_2016
- 資料4 (1) -52 シラバス2016 (既出 資料1-47)
- 資料4 (1) -53 神戸学院大学大学院法学研究科長期履修細則
- 資料4 (1) -54 本学ホームページ 食品薬品総合科学研究科 (既出 資料1-57)
- http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/food_medicine/
- 資料4 (1) -55 KOBE GAKUIN UNIVERSITY 総合案内 2016 (既出 資料1-21)
- <https://bookshelf.wisebook4.jp/html/kguebook/9436/#1>
- 資料4 (1) -56 本学ホームページ 情報の公表 (既出 資料1-20)
- <http://www.kobegakuin.ac.jp/information/public/>
- 資料4 (1) -57 大学ポートレート (私学版) 神戸学院大学
- <http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000572301000.html>
- 資料4 (1) -58 経営学部オリジナルホームページ
- <http://www.ba.kobegakuin.ac.jp/~ba/index.html>

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

- 資料4 (1) -59 本学ホームページ 現代社会学部 (既出 資料1-39)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/social/>
- 資料4 (1) -60 本学ホームページ 大学概要 - 教育情報 - アドミッション・ポリシー
(入学者受入れの方針)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/policy/admission.html>
- 資料4 (1) -61 本学ホームページ 栄養学部
<http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/nutrition/>
- 資料4 (1) -62 2016年度 履修指導資料
- 資料4 (1) -63 2016年度 神戸学院大学入学試験要項
- 資料4 (1) -64 本学ホームページ 栄養学研究科 (既出 資料1-54)
http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/nutrition/
- 資料4 (1) -65 薬学部オリジナルホームページ 薬学研究科
<http://kobegakuin-yakugaku.jp/graduate/index.html>
- 資料4 (1) -66 本学ホームページ 大学憲章 (既出 資料1-11)
<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/charter/>
- 資料4 (1) -67 2016年度法学部学内委員・学部内役割分担(案)(2016年4月12日) 学
部内委員 (既出 資料1-61)
- 資料4 (1) -68 神戸学院大学法学部教授会規則 (既出 資料1-62)
- 資料4 (1) -69 法学部教授会議事録(2015年11月24日) (既出 資料1-63)
- 資料4 (1) -70 2016年度各種委員案(経済学部) (既出 資料3-43)
- 資料4 (1) -71 神戸学院大学経済学部教授会規則 (既出 資料3-44)
- 資料4 (1) -72 経済学部教授会議事録(2014年1月17日)
- 資料4 (1) -73 経営学部教育ポリシー検討委員会資料(2015年11月12日)
- 資料4 (1) -74 2009年度 人文学部 学内委員及び部内委員 (既出 資料3-55)
- 資料4 (1) -75 教育・研究委員会開催案内(2015年5月13日)
- 資料4 (1) -76 現代社会学部教授会議事録(2016年6月22日)
- 資料4 (1) -77 神戸学院大学現代社会学部教授会規則
- 資料4 (1) -78 神戸学院大学自己点検評価規則細則
- 資料4 (1) -79 グローバル・コミュニケーション学部教授会資料5(2016年1月13日)
(既出 資料1-69)
- 資料4 (1) -80 総合リハビリテーション学部教授会・総合リハビリテーション学研究科
委員会資料(2016年2月3日)
- 資料4 (1) -81 栄養学部各種委員一覧表(学部内委員)
- 資料4 (1) -82 カリキュラム検討ワーキングについて
- 資料4 (1) -83 経済学研究科委員会議事録(2015年9月12日)
- 資料4 (1) -84 経済学研究科委員会議事録(2015年9月10日)
- 資料4 (1) -85 総合リハビリテーション学部教授会議事録(2016年2月3日) (既出
資料1-70)
- 資料4 (1) -86 栄養学研究科委員会議事報告書(2016年2月10日)

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

資料4 (1) -87 薬学研究科委員会鑑・議事録 (2016年度) (既出 資料3-118)

資料4 (1) -88 神戸学院大学大学院委員会規則 (既出 資料2-16)

資料4 (1) -89 神戸学院大学大学院薬学研究科委員会規則 (既出 資料1-76)

資料4 (1) -90 食品薬品総合科学研究科委員会議事録 (2016年2月17日)

資料4 (1) -91 2016年度版 神戸学院大学データ集 (既出 資料3-95)

http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/pdf/daigaku_data_2016.pdf